

答 申 書

令和6年7月19日

丹波市特別職報酬等審議会

令和6年7月19日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市特別職報酬等審議会

会長 大野 亮祐



丹波市議会議員の報酬及び常勤の特別職の給料の額等について（答申）

令和6年2月21日付け諮問第11号により諮問のあった丹波市議会議員の報酬及び常勤の特別職の給料の額等について、次のとおり答申します。

記

1 答申の内容

（1）議会の議員の議員報酬の額

現行の報酬月額に据え置くことが適当である。

（2）市長、副市長及び教育長の給料の額

現行の給料月額に据え置くことが適当である。

（3）議会の議員の期末手当割合

期末手当割合を年間4.50月分（0.20月分増）にすることが適当である。

ただし、今後、社会経済情勢の変化や民間の給与実態をふまえた人事院勧告を反映した一般職の常勤職員の賞与支給月数にあわせ、適時改定することが適当である。

（4）市長、副市長及び教育長の期末手当割合

期末手当割合を年間4.50月分（0.70月分増）にすることが適当である。

ただし、今後、社会経済情勢の変化や民間の給与実態をふまえた人事院勧告を反映した一般職の常勤職員の賞与支給月数にあわせ、適時改定することが適当である。

【参考】

○議会の議員の議員報酬の額

区分	現行報酬月額	答申
議長	467,000円	据え置き
副議長	383,000円	据え置き
常任委員長	362,000円	据え置き
議会運営委員長	362,000円	据え置き
議員	346,000円	据え置き

○市長、副市長及び教育長の給料の額

区分	現行給料月額	答申
市長	877,000円	据え置き
副市長	698,000円	据え置き
教育長	627,000円	据え置き

○議会の議員の期末手当割合

基準日	現行支給割合	答申
6月1日	100分の215	100分の225（+0.10月）
12月1日	100分の215	100分の225（+0.10月）

○市長、副市長及び教育長の期末手当割合

基準日	現行支給割合 （在職期間6箇月）	答申
6月1日	100分の185	100分の225（+0.40月）
12月1日	100分の195	100分の225（+0.30月）

2 実施の時期

令和7年4月1日

改定の実施時期については、市長選挙及び定数減となる市議会議員選挙があることをふまえ、選挙後に、新たな任期が始まって以降最初の基準日の手当から適用するのが適当である。

3 各諮問事項に共通する基本的な考え方

- (1) 議会議員及び常勤の特別職の職責の重さや困難性、あるいは将来の有為な人材確保の面から、近隣他市とも比較しつつ、一定程度の報酬等の水準を確保する必要がある。
- (2) 市の財政収支見通しは厳しいものの、第3次丹波市行政改革アクションプラン等に基づいた具体的な取組を実行し、財政健全性の維持に努めているただきながら、変化する社会情勢や物価変動などの経済情勢を反映させることができるような結論とする必要がある。

- (3) 議会議員及び常勤の特別職の期末手当については、特別職報酬等審議会の審議事項ではないものの、平成31年3月28日に提出された当該審議会「答申書」(以下、「平成30年度答申」という。)の附帯意見を尊重し、報酬及び給料と期末手当を個別に考えるのではなく、それぞれをあわせた総支給額をふまえて検討することを基本とし、一体的に当審議会で審議するのが適当である。

4 審議経過及び審議内容

(1) 審議会の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和6年2月21日(水)	委嘱状交付、諮問、会長選任、資料説明、質疑応答
第2回	令和6年3月12日(火)	追加資料の説明、質疑応答
第3回	令和6年5月28日(火)	追加資料の説明、質疑応答、基本的な考え方の審議
第4回	令和6年6月17日(月)	追加資料の説明、質疑応答、基本的な考え方の審議
会長・職務代理者会	令和6年6月24日(月)	答申案の検討、調整
第5回	令和6年7月1日(月)	答申案の審議、検討

(2) 議会の議員の議員報酬の額等について

議会議員の報酬等について、令和4年度に議員定数・報酬等調査特別委員会で調査され、パブリックコメントの意見もふまえ、令和4年9月30日付けで「委員会調査報告書」が提出されている。議員定数を削減する等の改善の取組をなされたものの、当該報告書にもあるとおり、当審議会委員からも議員の具体的な活動が見えてこないという厳しい意見があった。

議員のなり手不足の問題について、報酬が低すぎて立候補が少ないという意見もあるが、報酬を上げれば選挙に出る人が増えるというわけではなく、現状の議員活動日数から報酬の総支給額を考えたときには、十分な報酬であるという意見にまとまった。

また、期末手当については、平成30年度答申で「定期的に報酬等についての審議をするとともに、期末手当についても検討することが望ましい」との意見を付されたが、当該特別委員会で定数減の決定したことを受け、他市水準にあわせ増額の改定が適当とし、議員提案により条例改正がなされた。

今後は、議会独自の調査等で個別に期末手当支給割合や加算率を決定するのではなく、当審議会の答申を尊重し、増額、減額問わず、社会経済情勢をふまえた期末手当割合に速やかに改定することが望ましいため、民間の給与実態を反映した人事院勧告に基づく支給月数に沿ったものとするのが適当であるという意見にまとまった。

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額等について

市長、副市長及び教育長の給料については、県内類似団体や近隣他市と比較して下位の状況にはあるが、平成30年度答申以降、県内の市において給料改定をしている市はほとんどないことが判明した。

加えて、市財政の状況について確認したところ、現時点で健全な状態にあるものの、引続き、これまで以上に財政運営に注意しなければならない状態にあり、このような状況で給料を上げるという判断はできないという意見にまとまった。

また、特別職の給料を審議する際、期末手当のほか、退職金が任期ごとに支払われることもふまえ審議する必要があるとの意見を受け、退職金の試算とあわせ、給料に期末手当を含めた年額で総支給額を算出し、県内類似団体や近隣他市と比較したところ、決して低いとは言えず、このような状況で給料を上げるという判断はできないという意見にまとまった。

期末手当については、平成30年度答申の附帯意見に基づき、給料と一体的に審議をしたところ、合併以降、常勤職員の手当率の減に伴い、同様の改定をしたものの、増率改定はしなかったため、民間の給与実態を反映した人事院勧告に基づき、随時、改定してきた常勤職員の手当率から随分と乖離していることが判明した。さらに県内他市と比較をしたところ、ほとんどの市が常勤職員の手当割合にあわせ改定している状況であった。

近年、燃料や物価高騰等、予測もしなかった状況にあり、その部分をどう反映させるかを考えると、給料の改定ではなく期末手当に反映させるのが適当と考えた。また、増額、減額問わず、社会経済情勢をふまえた期末手当割合に速やかに改定することが望ましいため、常勤職員と同様に民間の給与実態を反映した人事院勧告に基づく支給月数に沿ったものとするのが適当であると意見がまとまった。

なお、現行の特別職の期末手当割合の規定について、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間ごとに期末手当割合を規定してあるが、議会議員及び常勤職員の規定と同様に、在職期間6箇月の支給割合に、次の区分に応じて定める割合を乗じて求める規定とするのが適当と判断する。

- (1) 在職期間 6 箇月 100分の100
- (2) 在職期間 5 月以上6 箇月未満 100分の80
- (3) 在職期間 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60
- (4) 在職期間 3 箇月未満 100分の30

5 附帯意見

今回の審議会では、平成30年度答申をふまえ、議会の議員及び特別職の期末手当についても諮問がなされ審議することとなった。これに対する答申は上述のとおりであるが、期末手当は、その職務の特殊性に応じて定められるべきである議会議員及び特別職の報酬等とは違い、社会情勢や経済情勢を反映できる部分であると思料する。このことから、条例本来の運用を考えたとき、増額、減額問わず、適時改定を必要とするものとし、その改定については、社会情勢や民間の給与実態を反映した人事院勧告における改定率に沿って適時改定することが適当であると考えます。

なお、財政収支見通しにおいて、今後も予断を許さない財政状況ではあるが、第3次丹波市行政改革アクションプラン等に基づいた具体的な取組を実行し、財政健全性の維持に努めていかれることを確認することができたため、今回の答申とした。

また、あわせて、変化する社会経済情勢をふまえる必要もあることから、今後も一定の期間において当審議会を開催することが適当である。

今後も引き続き、物価高騰をはじめとした喫緊の課題に対応していく必要があるとともに、健全な行財政運営及び市民満足度の高い市政をさらに推進していくことが議会議員及び市長等の特別職に強く求められており、その職責は極めて重要である。これらの役割をより一層果たしていただくことを期待し、意見とする。

6 結び

本答申は、市長からの諮問をふまえ、市民の代表として慎重かつ厳正に審議をかさねて決定した結果であり、答申内容については、最大限に尊重し、報酬等の額及び期末手当割合等を決定されるよう要望する。

最後に、市長をはじめとする特別職や市民の代表としての議会の議員におかれては、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、それぞれの職務、職責において、市民の負託に応えるべく、市民の福祉の向上と魅力あるまちづくりの実現にむけて、より一層ご尽力されることを期待するとともに、市民も市政各般にわたり関心を持ち、財政の健全性の維持のために行動する必要があると考える。

丹波市特別職報酬等審議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属等
1	公共的団体等の代表者	オオノ リョウスケ 大野 亮祐	丹波市自治会長会 会長
2	公共的団体等の代表者	タグチ カツヒコ 田口 勝彦	丹波市社会福祉協議会 会長
3	公共的団体から推薦を受けた者	モリタ シゲキ 森田 茂樹	丹波市商工会 副会長
4	公共的団体から推薦を受けた者	キクモト ユウゾウ 菊本 裕三	一般社団法人 丹波市観光協会 副会長
5	公共的団体等の代表者	ナカミチ チョコ 中道知代子	丹波市消費者協議会 会長
6	関係団体から推薦を受けた者	サガネ ノブキ 相根 伸樹	丹波ひかみ農業協同組合 総務部 部長
7	関係団体から推薦を受けた者	アダチ マサトシ 足立 昌敏	中兵庫信用金庫 人事部 部長
8	住民団体等の代表者	ナガイ カツミ 長井 克己	兵庫県市町村職員年金者連盟 前丹波支部長
9	住民	イシヅカ カズヒコ 石塚 和彦	公募
10	住民	ツネイシ タカコ 常石 孝子	公募